

第3章 本市農業の現状と課題

(1) 農業生産・農業経営の現状

本市の農業は、多様な地形と自然環境を活かし、露地野菜*を中心に、果樹、茶、畜産等の様々な農畜産物が生産されています。

本市の農地や農家数は、経営耕地面積*、農家総数ともに減少傾向であり、平成12(2000)年の経営耕地面積361.49ha、農家総数919戸から、令和2(2020)年は101.10ha、604戸となっています。

(2) 農家・担い手の現状

① 農家数

農林業センサス*による農家数の推移を見ると、農家数は減少傾向となっています。また、自給的農家*の割合が高く、年々増加傾向にあり、販売農家*は、総農家数604戸のうち127戸となっています。



図 3-1 農家数の推移
資料:農林業センサス

② 経営耕地規模別農家数

令和2(2020)年の経営耕地面積規模別農家数(販売農家)は、0.5ha未満が65戸(47.1%)、0.5~1.0ha未満が44戸(31.9%)と、約8割が1.0ha未満の農家です。

販売農家のうち、経営耕地面積1.0ha以上の農家数は平成27(2015)年の48戸から29戸と大きく減少しております。

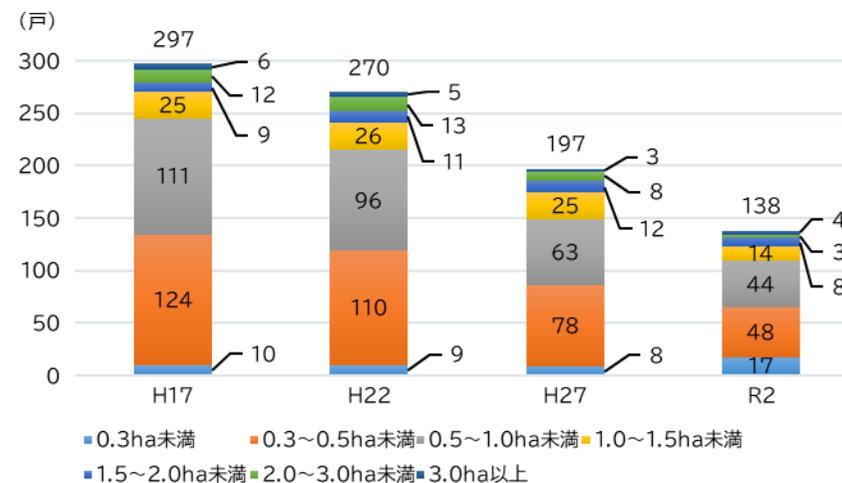


図 3-2 経営耕地規模別農家数の推移
資料:農林業センサス

③ 販売農家数

販売農家数の推移を見ると、平成2(1990)年には521戸であったのが、令和2(2020)年には138戸と、約4分の1となっています。



図 3-3 販売農家数の推移
資料: 農林業センサス

④ 販売金額別農家数

令和2(2020)年の農業経営体*138戸のうち、販売なしが49戸(35.5%)、50万円未満が26戸(18.8%)であり、500万円以上の販売額の農家は17戸で全体の12.3%と少ない状況です。

表 3-1 販売金額別農家数の推移

年度	経営体数	販売農家内訳							
		販売なし	50万円未満	50~100万円	100~200万円	200~300万円	300~500万円	500~1,000万円	1,000万円以上
平成22年	270	83	65	32	22	16	20	21	11
平成27年	197	60	50	16	24	5	16	20	6
令和2年	138	49	26	12	22	12	11	6	

資料: 農林業センサス

⑤ 担い手

本市農業を牽引する中核的な担い手である認定農業者数は、平成28(2016)年以降は47人程度で推移していましたが、令和7(2025)年4月現在、59人(46経営体)となっています。

また、認定新規就農者*数は、平成28(2016)年以降は年間2人程度で推移しており、令和7(2025)年4月現在、12人(10経営体)となっています。

表 3-2 認定農業者の認定状況 各年度4月1日時点

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
経営体数	41	34	34	35	37	44	34	39	42	46
個人	34	25	24	24	24	32	22	23	27	30
共同	6	7	8	8	8	9	9	12	12	11
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5
農業者数	47	42	43	44	44	54	44	53	56	59
男	40	34	34	34	34	42	31	37	41	40
女	6	6	7	7	7	9	10	12	12	14
法人	1	2	2	3	3	3	3	4	3	5

※共同は家族協定を締結している経営体 各年4月1日時点の数値

表 3-3 認定新規就農者の新規認定状況 各年度中の認定数

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	累計
経営体数	2	4	2	1	2	2	2	3	2	0	20
個人	2	3	1	1	2	2	1	2	2	0	16
共同	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
農業者数	2	5	2	1	2	2	3	4	2	0	23
男	2	3	1	0	1	2	1	3	2	0	15
女	0	2	0	1	1	0	2	1	0	0	7
法人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※R7年4月1日時点で認定期間が残っている数: 10経営体12人

(3) 農地の現状

本市の農地面積は約430haであり、市街化区域の農地は約176.7ha、市街化調整区域の農地は約259.1haであります。

市街化調整区域には、長期にわたり総合的に農業振興を図る地域とする4つの農業振興地域*があります。

また、農地が持つ多面的機能に着目し、都市農業振興基本計画において、都市農地はこれまでの「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」と位置付けられました。

表 3-4 農地の区分と面積

区分	面積(ha)	市面積に対する 構成比(%)	市街化(調整)区域 に対する 構成比(%)
市街化区域	2,243.1	21.7	-
うち農地	176.7	1.7	7.9
生産緑地	113.1	1.1	5.0
その他農地	63.6	0.6	2.8
市街化調整区域	8,087.5	78.3	-
うち農地	259.1	2.5	3.2
農振農用地	122.4	1.2	1.5
それ以外の農地	136.7	1.3	1.7

資料:青梅市農業振興地域整備計画

表 3-5 農業振興地域の名称と町名

農業振興地域の名称	地域に含まれる町名
A 霞台地畑地区	今井
B 霞水田地区	今寺、藤橋、木野下
C 小曾木・成木丘陵地区	小曾木、富岡、成木
D 三田山麓地区	沢井、二俣尾、御岳、御岳本町

資料:青梅市農業振興地域整備計画

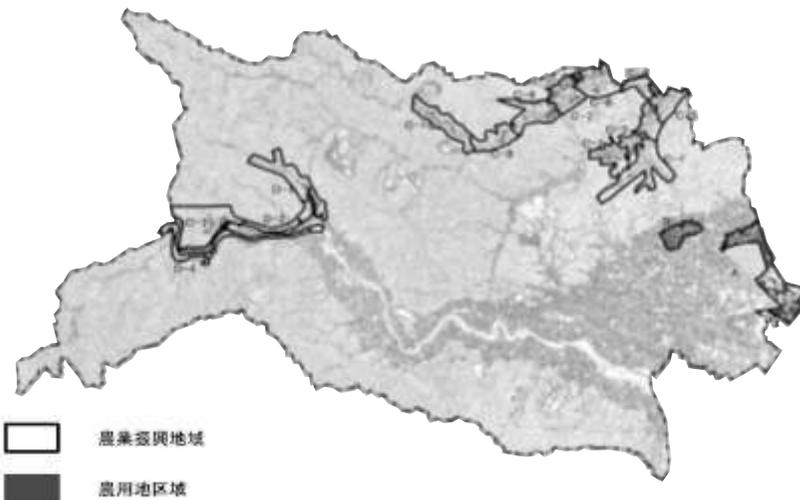


図 3-4 農業振興地域・農用地区域*の位置
資料:青梅市農業振興地域整備計画

(4) 販売の現状

① 販売方法

販売方法は、「農協」が70.8%、「消費者に直接販売」が46.1%、「小売業者」が21.3%などとなっています。

本市農業は「多品目少量生産」が主のため、年間を通して出荷や販売が可能です。

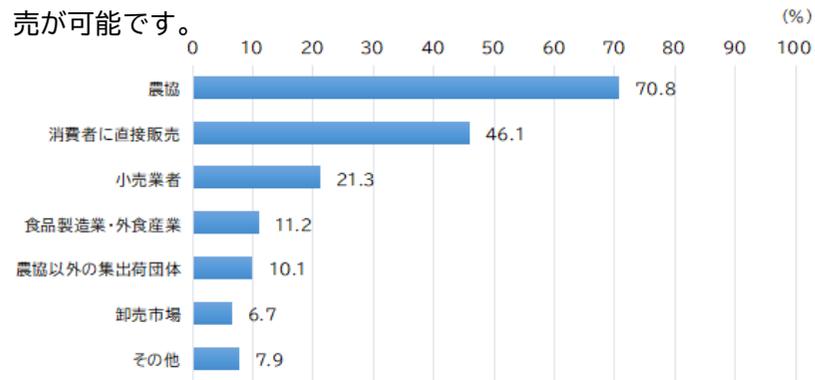


図 3-5 農作物販売方法
資料:2020年農林業センサス

(5) 農業産出額*の現状

① 農業産出額

農業産出額は、令和4（2022）年で約10億円となっています。近年は減少傾向ですが、約10億円を下回らずに推移しています。

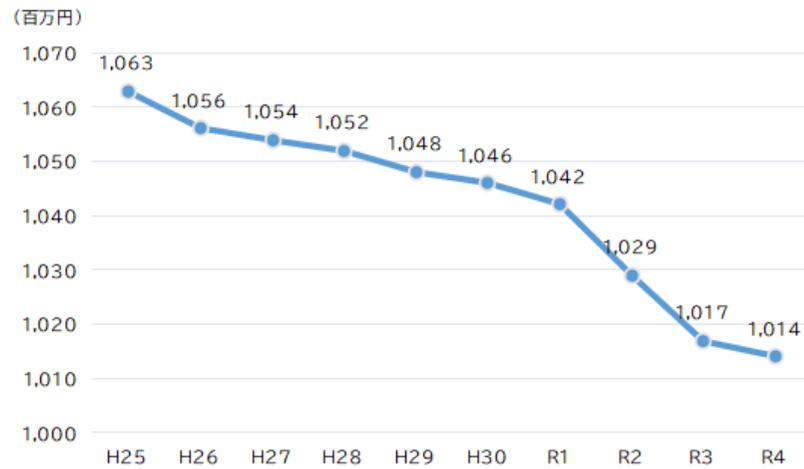


図 3-6 農業産出額の推移

資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

※本農業産出額には畜産(酪農、養豚、養鶏)が含まれない

② 品目別農業産出額

品目別農業産出額は、令和4（2022）年では「野菜」が約8.8億円（87.1%）、「果樹」が約0.9億円（9.1%）などとなっています。

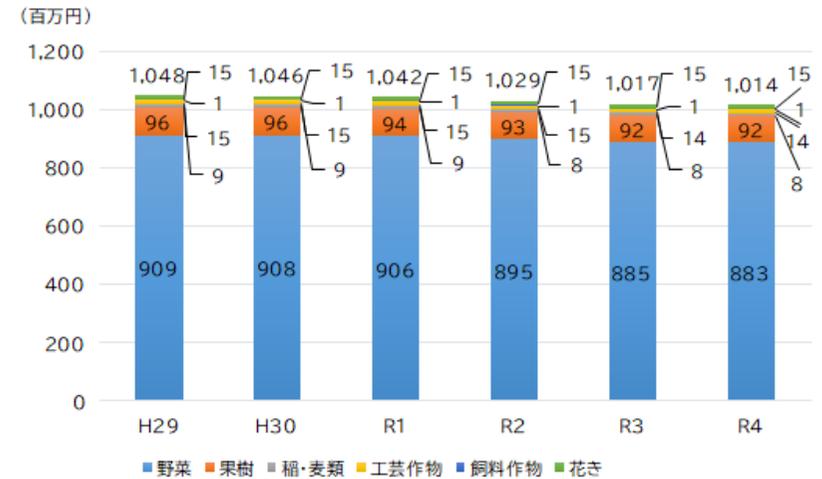


図 3-7 品目別農業算出額の推移

資料：東京都の地域・区市町村別農業データブック

(6) 従前計画の評価・実績

① 農家による評価

令和6（2024）年度に実施した農家アンケートから、農家による従前計画への評価を整理します。

（満足度）

「満足」と「やや満足」を合わせた“満足”が高いのは、「1-1）認定農業者の育成」、「2-5）農業関係団体等との連携の推進」、「4-1）共同直売所の充実」などです。

また、「不満」と「やや不満」を合わせた“不満”が高いのは、「2-1）農業後継者の育成・確保」などです。

「満足」と「やや満足」を合わせた割合が、「不満」と「やや不満」を合わせた割合を上回っているのは、唯一、「1-1）認定農業者の育成」です。

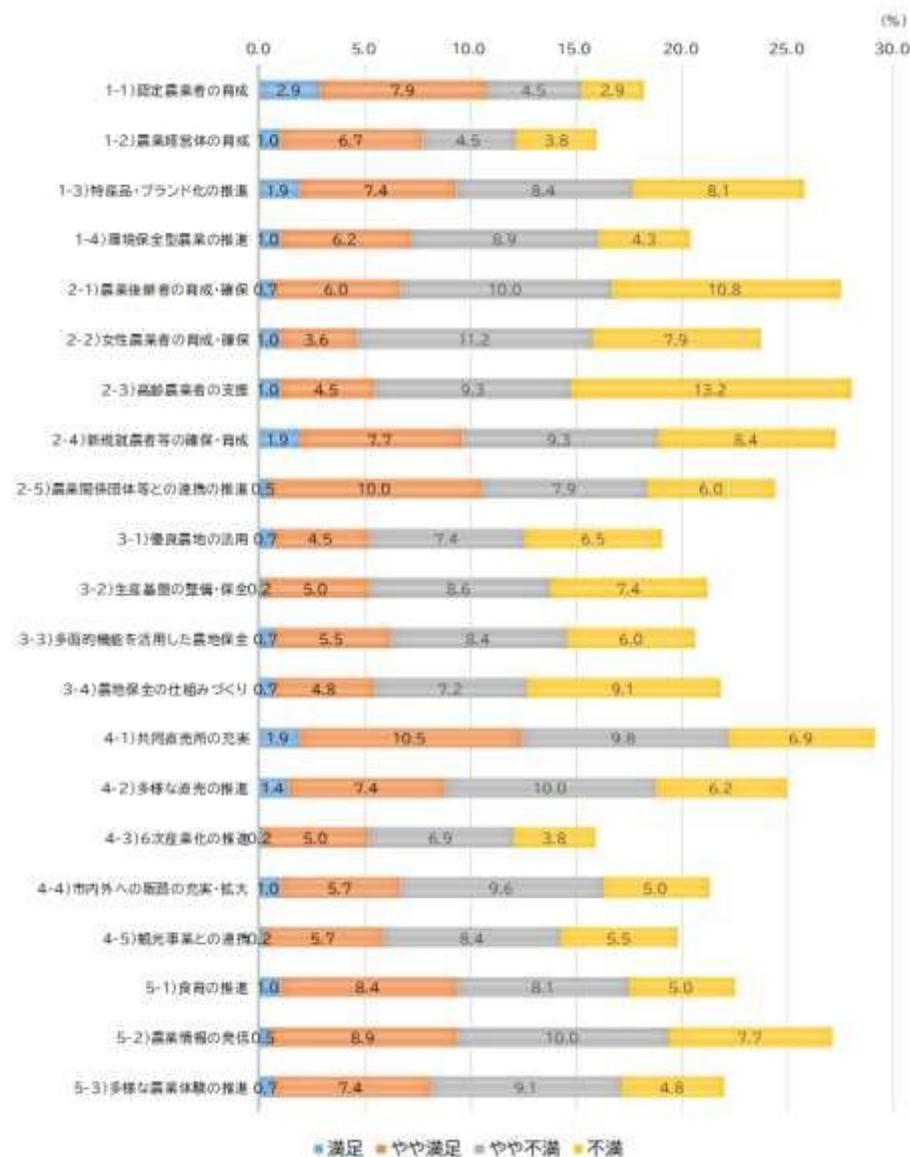


図 3-8 従前計画の農家による評価(満足度)

資料: 令和6年度に実施した農家アンケート

(重要度)

「重要」と「やや重要」を合わせた「重要」が高いのは、「2-1) 農業後継者の育成・確保」などです。

なお、全項目で、「重要」と「やや重要」を合わせた割合が、「重要でない」と「あまり重要でない」を合わせた割合を上回っています。

農家アンケートからは、“農業後継者の確保・育成”で満足度が低く、かつ重要度が高くなっており、“担い手”の確保・育成の取組が求められています。

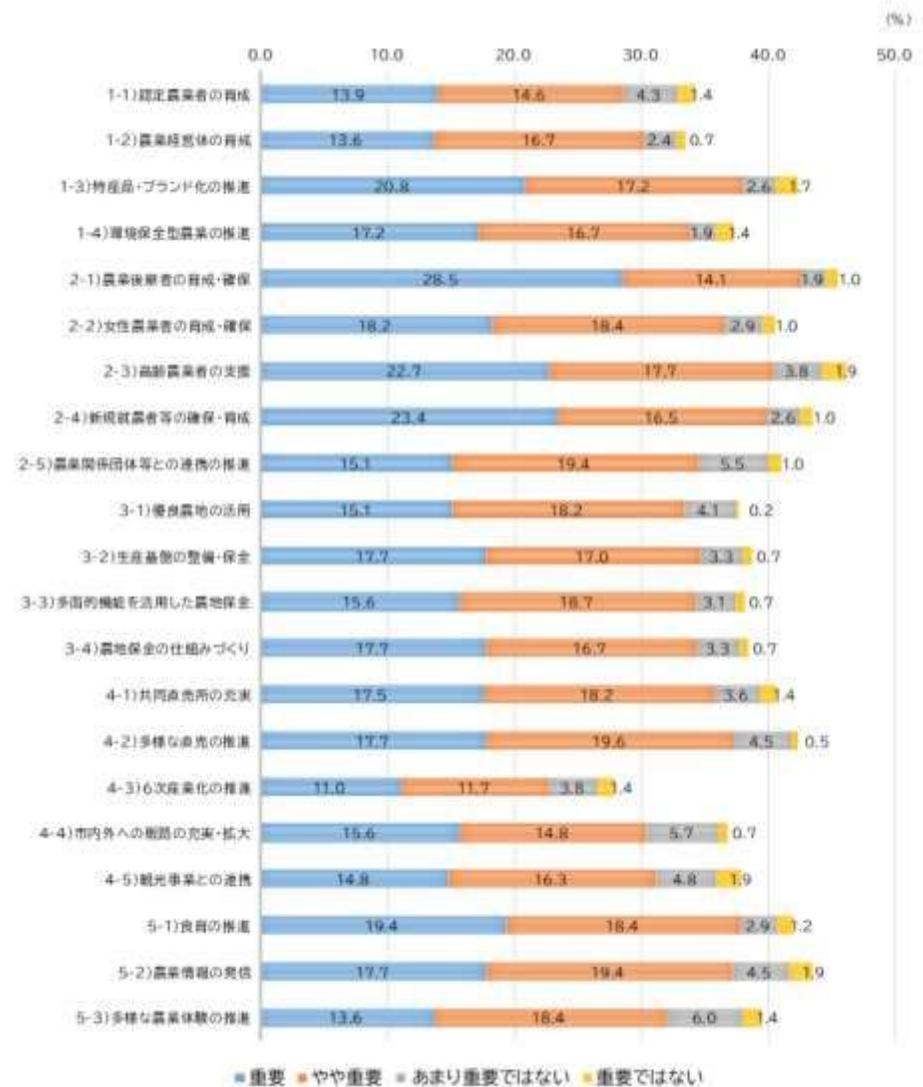


図 3-9 従前計画の農家による評価(重要度)
資料:令和6年度に実施した農家アンケート

② 農業振興に関する取組実績

従前計画策定以降における主な取組は次のとおりであり、従前計画の基本方針にもとづき整理しました。

1 安全で多彩な農業生産の推進

認定農業者数については、令和7年の目標55名に対し、令和7年時点で59名となっており、順調に増加しています。しかし、農業者からは、認定農業者に認定されることのメリット、効果が期待できないとの指摘もあり、メリット、効果等を明確にすることが課題です。

2 広範な担い手の育成・確保

新規就農者数については、年間3名の就農を目標としており、近年は目標を達成した年もありますが、延べ23名（認定新規就農者）であることから、継続的な就農に向けた取組が必要となっています。

3 生産の基本となる農地の保全

荒廃農地*の解消については、年間30アールを目標としています。農業者の高齢化が進む中、荒廃農地の発生が懸念されています。

4 魅力ある地産地消の推進・販路の拡大

商工連携事業については、付加価値を高めるための取組として、引き続きその推進が求められています。

5 農の郷づくり

多様な農園の設置については、市民農園*は1園の増を目標としていましたが、逆に2園の減となっています。一方、農家開設型農園*は、1園の増の目標に対し、4園の増となっています。

③ 従前計画の目標達成状況

従前計画基本方針に対するの目標達成状況は次のとおりです。

表 3-6 従前計画の基本方針に対する目標達成状況

基本方針	指 標	基 準 (平成26年度)	目 標 (令和7年度)	達成状況 (令和7年度)
1 安全で多彩な農業生産の推進	認定農業者数	45名	55名	59名
2 広範な担い手の育成・確保	認定新規就農者数等	1名/年	3名/年	2.3名/年
3 生産の基本となる農地の保全	荒廃農地の解消面積	30a/年	30a/年	280a/年
4 魅力ある地産地消の推進・販路の拡大	農商工連携事業	農商工祭：4件 青空市場：1件	農商工連携事業：5件	農商工連携事業：6件
5 農の郷づくり	多様な農園の設置数	市民農園：17園 農家開設型農園：4園 体験農園：1園 体験実習農園：1園	市民農園：18園 農家開設型農園：5園 体験農園：2園 体験実習農園：1園	市民農園：15園 農家開設型農園：8園 体験農園：1園 体験実習農園：1園

(7) 農業振興の課題

「本市農業の現状」や「農業振興に関する取組実績」などを踏まえて、農業振興の課題を整理しました。

① 担い手に関すること

○既存農業者の経営安定化支援

現在農業を続けている農家の経営を安定させるための支援が重要です。具体的には、技術指導や経営改善のサポート、省力化のための機械導入支援、共済制度の活用などを検討していく必要があります。

○後継者の育成と確保

農家の高齢化が進む中、将来にわたり地域農業を維持していくためには、後を継ぐ若い世代や新たな担い手の確保が不可欠です。ブランド化の担い手として位置付けて支援するなど、既存農家の子どもたちが安心して農業を継げるよう、経営の安定化や所得向上を図ることが必要です。

また、農外からの就農希望者や定年後就農に向けた支援として、農業の魅力を発信し、研修や経営支援、地域への定着支援が必要です。

② 農畜産物に関すること

○特色ある農畜産物の振興とブランド化

本市には、露地野菜を中心に、ウメやゆずといった地域特性を活かした、様々な農畜産物があります。これらの特産品をさらに振興し、ブランド化を図ることで、競争力を高め、農家の所得向上に繋げることが必要です。

また、新たな農畜産物の掘り起こしや導入に向けた支援も必要です。

○農畜産物の付加価値向上と販路の多様化

地場農畜産物のブランド力を高め、所得向上に繋げるためには、加工品の開発や観光農園、農家レストランなどの6次産業化*を推進する必要があります。また、JA西東京への出荷のほか、直売所やインターネット販売、都市部のスーパーやレストランへの販路開拓など、多様な販売チャンネル*を確立することが重要です。

③ 農地に関すること

○遊休農地の解消と有効活用

農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地が増加する懸念があります。放棄された農地を再生し、再び農地として活用するとともに、市民農園や農業体験農園*など、多様な形で有効活用することが求められます。遊休農地の所有者に対する支援も必要です。

なお、遊休農地対策には、後継者対策、鳥獣被害*対策、流通・販売、経営支援など、総合的な農業振興策の取組が不可欠です。

○鳥獣被害対策の強化

イノシシやシカなどの野生動物による農作物への被害は最大の懸念事項であります。課題解決に向け、効果的な被害対策を推進するため、新たな技術の導入の検討や捕獲、侵入防止柵の設置などの取組が求められています。

○農地の保全と集積・集約化

将来にわたって農業を持続可能なものとするためには、優良な農地を保全し、担い手への農地の集積・集約化*を進める必要があります。農地中間管理権の活用など、効率的な農地利用に向けた取組が求められます。生産緑地の農地管理や制度活用による保全も必要な取組です。

○地域計画の推進

各地区で策定を進めている地域計画について、計画策定とその実現に向けた取組が、本市の農業振興の核となり得ることから、地域計画の策定や見直しといった取組の推進が課題です。

④ 地産地消に関すること

○地場農畜産物の利用拡大

学校給食での地場農畜産物の使用量の拡大や、環境緑化における花苗の活用拡大等による地産地消を推進することが重要です。

消費者にとっては安全・安心な地場農畜産物を購入・摂取できる機会が増えるというメリットがあり、農家の所得向上や輸送に伴う環境負荷の低減を図ることができる地産地消の取組を進めていくことが重要です。

⑤ 農業振興に関すること

○市民との連携強化と農業理解の促進

都市農業としての役割を活かすためには、市民との交流機会を増やし、農業への理解と関心を高めることが重要です。農業体験イベントや市民農園の拡充、地元の農畜産物を使った食育*活動などにより、地域農業への支持を広げることが必要です。

○政策的な支援体制の強化と関係機関との連携

農業振興のためには、市による継続的かつ実効性のある政策的な支援が不可欠であり、JA西東京や各種農業団体、東京都などの関係機関との連携を強化し、地域一体となった取組を推進していくことが重要です。また、アンケート結果やヒアリング内容を踏まえ、計画のあり方を継続的に検討・見直しをしていく必要があります。

**「認定農業者」は、
青梅の農業を引っ張るリーダー！**

「認定農業者」。

あまり聞き慣れない言葉かもしれませんが、実は青梅の農業を支える大切なキーマンたちです。

認定農業者とは、自ら「5年後の農業経営をこうしたい！」という熱意ある計画(農業経営改善計画)を立て、市から認められたプロの農業者のことです。現在、青梅市には約 60 人のリーダーがいて、安全で高品質な農産物の生産に日々取り組んでいます。

市は、こうした意欲ある農業者に対して、農機の導入支援や低利の融資など、さまざまなメニューを用意して応援しています。もし直売所などで「認定農業者」の文字を見かけたら、それは「技術と熱意のある、まちのプロフェッショナル」の証なのです。